

## 資料1

## 精神病床等に関する検討会構成員

- |         |  |                   |
|---------|--|-------------------|
| ○ 伊藤 雅治 | 社団法人 全国社会保険協会連合会                                 | 理事長               |
| 猪俣 好正   | 社団法人 全国自治体病院協議会精神科特別部会                           | 会長                |
| 岡谷 恵子   | 社団法人 日本看護協会                                      | 専務理事              |
| 門屋 充郎   | 日本精神保健福祉士協会                                      | 監事                |
| ◎ 吉川 武彦 | 中部学院大学   | 教授                |
| 窪田 彰    | 社団法人 日本精神神経科診療所協会                                | 理事                |
| 坂田 三允   | 社団法人 日本精神科看護技術協会                                 | 第一副会長             |
| 佐藤 茂樹   | 日本総合病院精神医学会                                      | 理事                |
| 新保 祐元   | 社会福祉法人 全国精神障害者社会復帰施設協会                           | 理事長               |
| 高橋 清久   | 国立精神・神経センター<br>財団法人 精神・神経科学振興財団<br>学校法人藍野学院 藍野大学 | 名誉総長<br>理事長<br>学長 |
| 対馬 忠明   | 健康保険組合連合会  | 専務理事              |
| 長尾 卓夫   | 社団法人 日本精神科病院協会                                   | 副会長               |
| 納谷 敦夫   | 全国衛生部長会  |                   |
| 西島 英利   | 日本医師会  | 常任理事              |
| 南 砂     | 読売新聞東京本社編集局解説部                                   | 次長                |
| 山崎 學    | 社団法人 日本精神科病院協会                                   | 副会長               |
| 山梨 宗治   | 福岡県精神障害者連絡会                                      | 事務局長              |
| 山本 深雪   | NPO大阪精神医療人権センター                                  | 事務局長              |

◎ 座長      ○ 副座長

計18名(五十音順、敬称略)

## 資料2

### 精神病床等に関する検討会開催要綱

#### 1. 趣旨

社会保障審議会障害者部会精神障害分会が平成14年12月19日に公表した報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」においては、「入院医療主体から地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ転換する」という基本的な考え方に基づき、具体的な施策の進め方を提言している。同報告書では、精神医療のあり方について、諸外国に比べ精神病床数が多いこと、精神病床数に地域偏在がみられること、最近の精神科診療所の増加傾向等の実情や、精神病床の機能分化が成熟していないこと等を踏まえ、精神医療における地域医療のあり方、精神病床の機能分化等の課題について、検討会を設置して検討を進める必要があるとしているところである。

このため、有識者等からなる検討会において、これらの課題について検討を行う。

#### 2. 検討課題

- 1) 地域医療における精神医療のあり方
- 2) 精神病床の役割と機能分化等のあり方
- 3) 地域の精神保健医療の体制について、医療計画に記載することが望ましい事項
- 4) 精神病床の基準病床数算定式のあり方
- 5) 精神病床の人員配置基準のあり方、等

#### 3. 座長・副座長

検討会に座長、その補佐を行う者として副座長を置くものとする。座長は委員の中から互選により、副座長は座長の指名により選出するものとする。

#### 4. 会議

- 1) 検討会は座長が必要に応じて召集する。
- 2) 検討会は必要に応じて小委員会を開催して検討を行うことができる。

#### 5. 参考人

座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

#### 6. その他

- 1) 当検討会は原則として公開とする。
- 2) 当検討会の事務局は障害保健福祉部精神保健福祉課が行う。